

お知らせ

もよおし・講座

募集

無料相談

12月3日～9日は障害者週間です～大切にしよう「相手を理解し配慮すること」～

▶ 問合せ…福祉課 (☎025-520-5695)

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法に定められています。障害のある人は、周囲が理解し配慮することで、活動の幅が広がります。誰もがお互いに人格と個性を尊重して支え合う社会を目指し、市民の皆さん一人一人の理解と協力をお願いします。

詳しくは



●障害者差別解消法を知っていますか？

「障害者差別解消法」は、障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようご協力をお願いします。

●ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら

ヘルプマーク・ヘルプカードは、外見からは分からなくても、周囲の人からの援助を必要としている人が身に付け、周囲から配慮を受けやすくすることを目的としたものです。利用者を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



離婚や配偶者との死別などにより対象となる人で、まだ申請をしていない人は、早めに相談または申請をしてください。
ただし、所得制限や公的年金の受給状況などにより対象

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

とならない場合があります。
【対】年度の末日で18歳以下（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭の父もしくは母、または児童を養育する人
【問】子ども家庭センター（☎025・520・5726）、または各総合事務所
詳しくは

詳しくは



令和6年度 タクシー利用券・バス利用券・自動車燃料購入券・自動車燃料費助成

▶ 問合せ…福祉課 (☎025-520-5695)

【対】身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている人（今年度既に申請している人は対象外）
※所得制限があるため、申請時に令和4年中の所得を確認します。

●助成内容

※下記①～④のうち、いずれか1つを申請できます。

	種類	年間助成額	申請に必要なもの
①	タクシー利用券	2万4千円（1枚500円×48枚）	申請書、障害者手帳、マイナンバーカード、印鑑
②	タクシー利用券とバス利用券セット	タクシー券 1万2千円（1枚500円×24枚） バス券 1万2千円（1枚80円×150枚）	
③	自動車燃料購入券	1万9千円（1枚500円×38枚）	申請書、障害者手帳、運転免許証、車検証、マイナンバーカード、印鑑
④	自動車燃料費助成	1万9千円（申請時にお渡しする請求書に領収書を添付し提出）	

※手帳所持者以外の方が手続きする場合、手続きする人の本人確認ができる運転免許証、健康保険証などと、手帳所持者本人の印鑑をご持参ください。

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。

※タクシー利用券または自動車燃料購入券の交付を郵送で希望される場合は、郵送料（460円）分の切手を添えて申請してください。

※タクシー利用券とバス利用券のセットの交付を郵送で希望される場合は、郵送料（620円）分の切手を添えて申請してください。

受付場所	受付日時
福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）	平日午前8時30分～午後5時15分

12月分の都市ガス料金

▶ 問合せ…ガス水道局総務課 (☎025-522-5518)

原料費調整制度による12月分の都市ガス料金は、7月～9月のLNG等平均原料価格（貿易統計値）による調整に基づくものです。



使用量区分	1 m当たりの単価（税込）
0～25m ³	153.98円
26～150m ³	152.21円
151m ³ 以上	150.75円

前月検針分に比べ1m当たり9.18円の値上げとなります。
※基本料金は変わりません。